

国 都 安 第 2 2 号
平成30年7月11日

各地方整備局 建政部長
北海道開発局 事業振興部調整官
沖縄総合事務局 開発建設部 公園・まちづくり調整官 あて

国土交通省都市局都市安全課長

防犯まちづくりの推進等について

防犯まちづくりの推進に関しては、これまでも関係機関や地域住民等と連携しながら、関係施策の推進を行ってきたところですが、新潟市において、平成30年5月に下校中の児童が殺害される事件が発生しました。

本事件を受けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、6月22日に「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、「「登下校防犯プラン」について」（平成30年6月22日付け事務連絡）にてお知らせしたところです。

本プランでは、登下校時における安全確保を確実に図るため、防犯の観点による通学路の緊急合同点検を実施することとされており、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び警察庁の4省庁が連携して対応策を検討し、今般、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成しました。

本実施要領に沿って、関係機関との連携による通学路の緊急合同点検が実施されることとなるので、下記事項に留意の上、積極的に対応していただくようお願いいたします。

なお、別添に文部科学省、厚生労働省、警察庁及び国土交通省道路局より発出された通知を示します。

また、本通知の内容について、別紙案のとおり、管内の都道府県及び政令指定都市に周知していただきますようお願いいたします。あわせて、都道府県より管内の市区町村（政令指定都市を除く）に周知いただくよう、都道府県に依頼をお願いいたします。

記

1. 緊急合同点検の実施

緊急合同点検について、市町村教育委員会から地方整備局（建政部）等に対して、緊急合同点検の実施に係る調整がなされた際には、積極的に対応願います。

2. 効果的な対策の検討及び実施

緊急合同点検で抽出した対策が必要な箇所に関する関係機関との協議についても、積極的に対応願います。

また、地方整備局等において、平成30年7月11日付けで、「防犯まちづくりに関する相談窓口」を設置の上、地方公共団体等からの防犯まちづくりに関する相談について積極的に対応願います。

さらに、対策の検討の一助となるよう、別添の小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を作成しました。後日、小冊子「安全で安心なまちづくり～防犯まちづくりの推進～」を地方整備局等に郵送しますので、地方整備局等においては、管内の都道府県、政令指定都市に対して、パンフレットを送付・周知願います。

以 上

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市安全課 坂上

TEL:03-5253-8111(内線 32355)